

さん  
燦

事務所報  
SUN 第26号  
2021年7月発行

 OIKE LAW OFFICE

弁護士 長谷川 彰	弁護士 野々山 宏
弁護士 坂田 均	弁護士 永井 弘二
弁護士 長野 浩三	弁護士 草地 邦晴
弁護士 小原 路絵	弁護士 茶木真理子
弁護士 上里美登利	弁護士 住田 浩史
弁護士 谷山 智光	弁護士 北村 幸裕
弁護士 増田 朋記	弁護士 志部淳之介
弁護士 若竹 宏諭	弁護士 三角真理子
客員弁護士 二本松利忠	事務局一同



## 暑中お見舞い 申し上げます。

今年も燦をお届けします。

内閣府消費者委員会事務局の任期付公務員に任官するため、森貞涼介弁護士が、昨年12月31日をもって退所しました。新たな場所でフェアネスの実現に力を注いでいます。

また、客員弁護士の大瀬戸豪志弁護士が、後記記事のとおり、本年6月30日をもって退所しましたので、お知らせします。

昨年からはじまった新型コロナウイルスによる社会への影響は、今年に入っても続いており、表紙を飾る祇園祭の山鉦巡行も2年連続で中止となりました。この間、日常生活や経済活動において新しい社会のあり方への模索が始まっていると業務の中でも実感しています。混迷する社会においても、当事務所は17名の弁護士と18名の事務局が、それぞれの知識・経験・能力を結集して、より一層切磋琢磨し、新しい時代に対応した質の高い総合的な法的サービスを提供して参る所存です。

今後ともよろしく願いいたします。

## 御池総合法律事務所

京都市中京区烏丸御池東入 アーバネックス御池ビル東館6階  
TEL 075-222-0011 FAX 075-222-0012  
URL <http://www.oike-law.gr.jp/>

2021/7  
No.26

## リモート会議

弁護士 長谷川 彰



新型コロナウイルスの蔓延により、昨年4月には緊急事態宣言が発出されました。その後、宣言解除、2回目の宣言を経て、東京、大阪、兵庫、京都には、本年4月25日に第3回目の緊急事態宣言が発出されました。

新型コロナウイルスは飛沫感染や接触感染により人から人へと感染します。感染予防の方法としては、マスク着用、面談での会話はできるだけ回避する、面談での会話をを行う場合にも十分な距離をとるといふ、いわゆるソーシャルディスタンスの徹底、手指の消毒などが推奨されています。また、家族以外のメンバーとの会食は行わないことが肝要です。

弁護士会の会議なども、ほとんどがリモート会議となりました。

リモート会議をはじめてみると、いくつかのメリットも見えてきました。これをアトランダムにあげると、移動時間の節約、遠方の方との会議が容易にできる、多人数の会議でも会場を準備する必要がないなどという点が挙げられます。

まず、移動時間の節約ですが、リモート会議の場合、会議開催場所まで移動する必要がなく、一つ一つの移動時間の節約を積み重ねると、かなり長時間の時間的な余裕が生まれます。

次に、会議の参加者が、遠方にバラバラにいる場合でも、リモート会議なら、一堂に会しての会議も容易です。会議場を設営する必要もありません。私の経験では、リモート会議の方が、出席率がよい場合もあるように思います。

私自身はまだ経験がありませんが、弁護士の中には、予定していた海外調査を行う代わりに、海外の調査先の官庁などとリモートで繋いでインタビューを行うということもやっているようです。これは、かなりの経費節約につながっているはずで

一方、リモート会議のデメリットも数多くあることは事実です。私が、最も大きなデメリットと考える点は、雑談がやりにくいということです。会議自体に限定しても、会議が始まる前に先に集まった人たちが、雑談をしたり、近況を確認しあったりということがあります。ま

た、会議終了後に立ち話をしたり、帰り道で話をしながら帰って行くということも普通にやっていたことですが、リモート会議では、会議終了と同時に、参加者とのつながりは遮断されます。

また、会議を離れて考えると、会議後の懇親会などで、ざっくばらんな意見交換ができましたが、今は、懇親会そのものがない状況にあります。

さらに、リモート会議では、会議中のいわゆる空気が読みにくいという点もデメリットでしょう。発言者に対する他の参加者の反応がつかみにくいのです。私が使い方に習熟していないだけかも知れませんが、会議出席者全員の顔を一つの画面で見るとは困難で、数人ずつを順次画面を送って確認するというやり方をしているの

で、発言に対する参加者の表情やうなずいているのか否かの様子は極めて把握困難です。また、会場に一定数の参加者が集まり、リモートで繋いだ他の参加者と会議を行うといういわゆるハイブリッド方式が採用されるケースもありますが、会場発言について、うまくマイクで拾えるようにしておかないと、リモート参加者は、会場発言を聞き取りにくく、イライラすることがあります。

今後、リモート会議用にいろいろと機器の改善も進化するでしょうし、雑談についても、リモート会議の場面とは異なるものの、Clubhouseというアプリがもてはやされ、雑談に花を咲かせているようです。

現状でも、コロナ禍に見舞われながらも、リモート会議によって、一定程度会議を行えるというのは、一昔前なら考えられないことで、大したものだと思います。一日も早いコロナ禍の収束を願う一方で、コロナ後も、リモート会議というやり方は、新たな会議形態として残ると思いますし、メリットを活かした使い方も更に発展するのではないのでしょうか。

リモート会議に限らず、「災い転じて福となす」の諺の通り、コロナ禍に見舞われる中で編み出された新しいビジネスが、思わぬ発展を遂げることを期待したいと思います。

# 競争力のない民主主義

—バイデン米大統領の施政方針演説を読んで

弁護士 坂田 均



1 バイデン米大統領は2021年4月28日議会で施政方針演説を行った。多くの話題の中で、注目したのが専制主義への言及である。

同大統領は、習近平中国国家主席とは親しい関係にあるようで、17000マイル以上の旅を共にしたり、24時間以上の私的な議論を行ったりしたことがあるそうだ。就任祝いの電話は2時間に及んだという。このような親密な関係から、同大統領は習近平氏に関し次のように述べている。

「彼は中国が世界の中で最も重要で偉大な国家になることに懸命である。彼および他の専制主義の指導者たちは、民主主義は21世紀では競争力を持ちえないと考えている。何故なら、それはコンセンサスを得るのにあまりにも時間を要するからである。」

中国は共産党一党独裁の下で、IT産業の発展に成功し、GDPは米国に次いで世界2位であり、今回のパンデミックに対しても大胆なロック・ダウンやワクチン開発を行い効果的に対処しているとニュースは伝えている。これらの成果から、中国は「競争力」を有していると自負しているのであろう。香港問題や新疆ウイグル問題に関しても上手くやっていると認識しているはずだ。

2 私企業においては、指導力のある経営者と軍団のように同質化し統制化した組織によって競争力が維持されている。企業の意思決定プロセスは多くはトップダウンであり、従業員の自律的意思が認められる範囲は極めて限定的である。このような企業の競争力によって欧米や日本の経済的優位性は維持されて来た。

これに対して、政治の領域では、私企業のような同質化や統制化は困難である。何故なら、我々の住む世界には、思想や信条の違い、民族の違い、言語の違い、宗教の違い、経済力の違いなどの多様性が存在するからである。そして、多様性が存在する世界では、集団の自律性や個人の尊厳が保障されなければ平和的で持続的な共存は困難である。

民主主義は、ある意味で、多様性のある集団や個人を排除せずに取り込み、彼らの利益をできるだけ実現することによって、不満を吸収するシステムといえる。

3 米国は、現在、この多様性を吸収する機能が弱まり、特定の集団や個人を排除したり、救いの手を差し伸べず放置した状態にあるといわざるを得ない。

Black Lives Matterと叫びながら抗議する人々の姿を見て、公民権運動から60年近くが経過した現在も根強い人種差別が残っていることに驚くばかりである。しかし、だからといって民主主義には本質的な欠陥があり、もはや通用しないものと考えべきではない。何故なら、そのような考え方は決して人間を幸せにしないからである。

政治哲学者であるハンナ・アーレントは、民主主義を支える「人間の創造性」に関して、「人間の創造性の最も根源的な形式は、共同の世界に自分自身の手による何ものかを付け加える能力であるが、この形式が破壊されたときにはじめて(政治的な意味での)孤立は全く耐え難いものになる。」と述べて、全体主義的体制が集団の自律性や個人の尊厳にもたらす破壊力について警鐘を鳴らしている(ハンナ・アーレント著『新版全体主義の起原3全体主義』(翻訳大久保和郎・大島かおり)、2017年、みすず書房、347頁)。また、ハンナ・アーレントは、「政治」については、「政治とは単なる利益調整ではなく、相互に異なる多様な諸個人が言葉を交わすことによって、自由で公共的な空間を創出することにある。」との認識を示している(宇野重規『民主主義とは何か』講談社現代新書、2020年、208頁参照)。

仮に、このような「自由で公共的な空間の創出」への取組がコンセンサスの形成に時間を要するもので、それが民主主義に競争力がないとする所以であるならば、そのような競争力は我々が求めているものとは異なるものであると認識をすることは極めて重要である。

# 科学と意思決定と自己決定権と

弁護士 永井 弘二



この原稿を書いている5月初旬、五輪開催の適否について、元日弁連会長の宇都宮健児弁護士が延期、中止署名をtwitterで呼びかけるなど議論されています。実際どうなったでしょうか。延期、中止となった場合、4年以上も頑張ってきた選手の方々には本当に気の毒ですが、この5月初旬の段階では開催は非現実的としか思えません。こうしたスポーツイベントは、昨年のNBAプレーオフのように、完全にバブルの中で無観客で開催するほどの工夫がいるように思います。五輪でそうしたことをするのはほぼ不可能でしょうから、各国に分かれて1種目のみの世界選手権での開催が現実的なのかもしれません。

さて、昨年のGoToキャンペーンについて、政府は「GoToにより感染が増加、拡大した証拠はない」とその正当性をしきりに強調していました。この言い方には首を傾けた人も少なくなかったのではないのでしょうか。確かに、「感染増加の証拠」を科学的に確認するには、膨大なデータ収集とその統計学的な解析が必要で、一朝一夕に「証明」できるものではないと思います。今年1月に京大の西浦教授らが公表した論文では、GoToにより感染者が増加したとされていますが、純科学的に「証明」されたとまでは言い難いようです。では、GoToなどの政策の危険性が証明されるまでは、その政策を野放しに実施して良いと言うことになるのでしょうか。首を傾けた人の最大の疑問はこの点だろうと思います。まず、同じ意味で逆にGoToが「危険でないこと」の証明はさらに困難です。そして、もともと人の接触により感染することから、人の流れの拡大が危険であることは自明で、GoToが「危険かもしれない」ことは前提とすることになります。したがって、「危険であることの証明はできないが危険性を否定もできない」というのがGoToという政策の適否を判断する際の科学的な事実となります。安全対策のためには、「危険であることの証明」が必要なのではなく、「危険性が否定できない」で十分です。危険性が否定できない以上、それに対応する対策が必要になるのです。これが科学的事実に基づく安全対策としての政策判断、意思決定です。したがって、「GoToにより感染が増加、拡大した証拠はない」ということは、意思決定のための科学的事実とはなりません。GoToという政策の当否を判断するためには、「危険性がないこ

と」が証明されないとすれば、「否定できない危険性」を前提に「経済の立て直し」という必要性との比較考量をすることになります。こうした意味で「危険であることの証拠はない」という表現に科学的な意味はなく、その不必要な強調は科学の誤用でしかありません。専門家がふと漏らした「証拠はない」という発言に政治家が安易に飛びついたのではないかという印象があり、政府に関係する専門家の方々は苦々しい思いで見ているのではないのでしょうか。

医薬品の承認にあたっては、その有効性を科学的に証明する必要がある一方で、危険性としての副作用については、当該医薬品による害作用であることを否定できないものは全て副作用として取り扱うこととされています。当該医薬品と害作用との間の因果関係の証明は求められません。その上で、科学的に証明された有効性と観察された副作用の状況を比較考量して、総合的にみて医薬品としての有用性を判断し、承認の当否が判断されることとなります。これも上記の科学に基づく意思決定の具現と言えます。

英国A社の新型コロナワクチンにより血栓症を発症するのではないかと報道がされ、欧州では騒然とした状況となりました。欧州医薬品庁(EMA)はA社ワクチンの販売を継続しましたが、これは、ワクチンと血栓症との因果関係を否定したわけではなく、血栓症を副反応として捉えた上で、その発症頻度、重篤度等とワクチンの有効性を総合的に判断して、A社のワクチンには有用性があると判断したものです。新型コロナ蔓延の状況を前に、社会防衛的な意図も多分に含まれていたようにも思います。

私はEMAの判断の当否を議論する知見を持ち合わせていませんが、A社ワクチンの有用性を肯定したとしても、接種により結果的に血栓症等の副反応を発症してしまった個人にとっては、その副反応の発症率は100%で発症頻度が低い等ということは問題にはなりません。ワクチン接種をするのかどうかという個々人の意思決定、自己決定権は、ワクチンの有用性という社会的な意思決定とは異なる次元の問題であり、個々人の自己決定は十分に尊重される必要があります。

以上

# 焚き火(台)

弁護士 長野 浩三



最近、ソロキャンプでの焚き火がブームだ。私は小学生になるころから日常的に焚き火をしていた。なので、焚き火歴47年位だ(途中ブランクはあるが)。

私の愛媛の実家は私が18歳の時京都に出てくるまで、いわゆる五右衛門風呂(大きな鉄の釜の風呂)だった。この風呂は釜の下で薪を燃やして風呂の水を温める。そのため、風呂を沸かす時には焚き火をすることになる。風呂を沸かすのは家族で最年少の私の仕事だった。風呂焚きの焚き火自体も楽しかったが、薩摩芋を水であらって銀紙で包み、風呂が焚けるまで焚き火の中に放り込んでおくと、風呂が焚けた頃にほっこりとした焼き芋ができる。晩飯前のこの焼き芋のおやつも楽しみだった(なお、実家の風呂は今は普通の風呂になっている)。

登山が趣味になり、山に登ったり、沢登りをした際に、焚き火をすることがあった。自然の倒木等を集めて焚き火をするのは、湿っている時もあり結構大変だ。最初はこのごぎりをういかなかったが、のごぎりで木を切って、槽状に積むと劇的によく燃えることがわかり、最近焚き火をする際にはのごぎりを持っていくことにしている。ステンレスの串で刺したソーセージや肉を焚き火であぶると格別にうまい。山で泊まる際の大きな楽しみだ(もちろん焚き火ができる場所は限られている)。

最近のソロキャンパーは焚き火台を使っている。自然への負荷は焚き火台を使う方が少なく、これ自体はいいことだと思う。で、私も焚き火台を買ってみた。

焚き火台なしだとこんな感じだ(写真1)。

ある程度の大きさの焚き火台だと結構よく燃えるし、焼肉などもできる(写真2)。

この焚き火台はよくできているのだが、一人で焚き火をするにはちょっと大きい。



1 焚き火台なし



2 焚き火台大、  
MAAGZ 多次元型焚き火台  
RAPCA 風防セット CT0003

そこで、焚き火台を買った(写真3)。

この焚き火台はちょっと小さいが、横沢鉄板で肉を焼くと最高だ(写真4)。

金串でソーセージを焼くのも最高だ(写真5)。

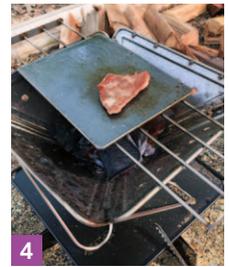
いろいろ焼いて食べるのは最高だが、やはり焚き火の最大の魅力は暗闇の中で燃える炎の幻想的な雰囲気だろう(写真6)。これは日常では味わえない。炎を見ているとなんとも言えない気分になる。焚き火の際には大概酒を呑んでもいるからおさらだ。

コロナ禍のため、密を避けて楽しむのに野外での焚き火がとて流行っている。私も密を避けつつ焚き火を楽しみたい。

なお、ほんとに小さい焚き火のため(というか炭火での焼肉のため?)に、焚き火台小も買ってしまった(写真7)。これはほんとに炭火でちょっと焼くときに便利だ。これもちょくちょく使おう。



3 焚き火台中、  
snow peak 焚き火 S



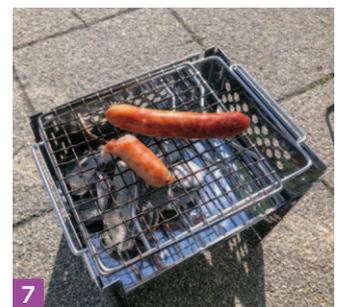
4 横沢鉄板 A5 サイズで肉を焼く



5 金串でソーセージを焼く



6 暗闇の焚き火は最高!



7 20数センチの焚き火台、  
YOLER 折りたたみ焚き火台

## 論語

弁護士 草地 邦晴



久しぶりに入った書店で論語コーナーが設置され、いろんな本が並んでいるのを見かけた。何で?と思って見入ると、どうやら渋沢栄一関連としてのコーナーであるらしく、大河ドラマの影響で特設されているようだ。

恥ずかしながら私は渋沢栄一という人物については、多くの企業を創設した人くらいのことしか知らず、大河ドラマも見えていないので、論語とのつながりが分からない。しかし、「論語と算盤」という、謎かけのような題名の著書が中央に鎮座しており、長居するのも憚られるご時世なので立ち読みせず購入した。

中身はというと、さすがに時代を創ってきた人らしく自信にあふれ志の高さを感じる内容である。官職を辞そうとした際、賤しむべき金銭に目が眩んで商人となるのかと批判され、この国の商売が振るわねば国は立たないとして論語の教訓の上にたった商売を決心したという。以降、論語を深く学び、同書の論述も論語を引きながら語られている。

私もそうであったように、一般に孔子の教えは富貴を求めないことにあるように思われている。しかし、渋沢氏は孔子はそのようなことは言っていないという。正道仁義を行って得たるものであるならば富を積み、不正当の手段をとるくらいならむしろ貧賤たれと言っているのだと解している。そして、人間の世の中に立つには、精神の力が必要であることは言うまでも無いが、精神のみに偏して商才がなければ経済の上から自滅を招くようになるとする一方、富をなす根源は仁義道德であり、正しい道理に基づいた富でなければ永続することができないと断ずる。だからこそ論語の優れた教訓と算盤を一致させることが務めであると。

商売や商人が卑しいもののように捉えられていた当時の考え方に対して、経済的な自立が必要であることを説くだけでなく、それが正しい富の増進である限りは、論語の教えにも道德的にも許容されるものなのだとした。時として金銭は人を狂わせ、詐欺不正を招くことから、利を目指す商いは戒められてきた存在でもあった。だからこそ逆に、商売を奨励し広めていくには、それが常に仁義道德にかなっているものであることとセットにする必要があったとも言えよう。

翻って、現代を見ると、なるほど人間の社会を生き抜

いていくには、ただ心を正しく清廉に保つだけでは難しい。良心の人でありながらも商才なく経済的に自滅した人は少なからずいる。他方で、欺してずるをして儲けようとする人たちは常に存在する。高齢者や弱い立場の人たちが被害者になるのを見るにつけ、道理に基づかない商売というものの危険を憂えずにはおれない。

渋沢の現実にしたがったことが真に仁義道德にかなうものであったのか私は検証していない。立場や見方を超えて共通する道理とは何か、あの時代に理想のまま為し得たかには、分からないところもあるが、経営者として肝に銘じるべき高い志と教えには、率直に感じ入るところがある。

同書は、事にあたってどのように考えるべきか身を処すべきかが論語を引用しながら語られており、ものの見方や処し方に迷ったときの視点や整理の仕方、順序などが分かりやすく説かれていて現代にも通じるものが多い。中でも重要な言葉は「道理」であり、事にあたってはまず道理にかなうものであるかを考えるべきだという。次は国家社会の利益になるかで、自分の為になるかは最後(ないし捨てる)であると。

他方で、こうした論述を見ると、日本における優れた商売、経営の教えというのは、共通しているということに気づかされる。京都で言えば、すでに江戸時代において石田梅岩は正直・儉約・勤勉など商人の行うべき道を説き、道に従った富を肯定的に捉えて奨励していたし、某上場企業の経営者の著書に出てくる言葉も想起された。

共通したというよりはむしろ脈々と繋がり、相互に影響を与え、現代の優れた経営者らに受け継がれていると思った方が合理的かもしれない。その系譜や起源を知る由もないが、近代実業界の成り立ちと考えると、この渋沢の考え方が影響を与えていることは間違いがなさそうであるし、その根底には論語の思想が関係していると言えるのかもしれない。

いずれにしろ、今の社会と経済界そして個々の事業が、渋沢のいう道理にかなったものとなっているかは、常に見直されねばならない課題だろう。その意味でその基礎にもなっている論語を学ぶことにも意味はあろう。私も久しぶりに一冊手にとってみようかなどと思う。

## 留学生との交流

弁護士 小原 路絵



2009年から2011年までアメリカに留学していたのですが、早いもので、帰国してからちょうど10年が経過しました。2010年と2011年の間に、留学時代のことを書いてお



ブルーミントンのキャンパス

りますので、もしお時間のある方はぜひご覧ください。

気付けばあっという間の10年でしたが、最近、コロナ禍の状況でも、何か国際交流ができないかなと思立ち、日本に滞在中の留学生を支援する制度に登録しました。具体的には、マッチングしてもらった留学生と、電話やweb会議で話したり、メールでやりとりしたり、実際に会ってお話ししたりなどです。本来なら、京都の美味しい店や寺社仏閣など、京都観光を色々と案内できるのですが、コロナ禍の状況のため、残念ながら思うような交流が図れていないのが現実です。

私がこの制度の登録を思い立ったのは、自分の留学時代に、マッチングファミリーに大変お世話になったことがきっかけです。私の留学は、1年目はニューヨーク、2年目はインディアナ州のブルーミントンと、大都市と郊外の両方の暮らしを体験できるものでした。ブルーミントンでは、留学生とのマッチングファミリーとして、若いカップルを紹介してもらい、彼女の家に泊めても



大きなターキー



らったり、一緒に出掛けたりしました。サンクスギビングには、彼女のお父さんの家に泊めてもらい、アメリカの家庭のサンクスギビングの過ごし方を体験させてもらいました。また、同じ日本人留学生の別のマッチングファミリーの家でも、サンクスギビングディナーをごちそうになり、本場のターキーを2回味わうことができました。家庭ごとに中身に詰める具材やクランベリーソース

などに違いがあり、また、ターキー以外にも、たくさん料理や、パンプキンパイなどのデザートが用意され、その量に圧倒されていました。



パンプキンパイなどのデザート

留学中は勉強が本分ではありますが、せっかく異国の地に長く暮らしているのであり、アメリカの家庭や文化など色々吸収して帰りたいと思っていたので、彼女達が気さくに誘ってくれるのは大変ありがたかったです。ブルーミントンでは、勉強が忙しかったということはありませんが、ともすると、大学と家の往復で



その他サンクスギビングのお料理

一日が終わってしまい、外国生活を体験する機会というのはほとんどありません。また、勉強ばかりしていると、何となく社会から隔離されたような気分になることもありますが、マッチングファミリーとの交流はいい気分転換にもなりました。

web環境の充実でオンライン留学も選択肢としてはありえますが、実際に現地の人と交流したり、他の国から来た留学生と交流したりという経験は、現地に生活してならではということもあり、今思い返しても、いい経験だったなと思います。

今私がマッチングされた留学生に、私がお世話になったマッチングファミリーほどのことはなかなかできていないのですが、彼が自国に帰った際、日本の思い出として、思い返してもらえたらなと思っています。

今回、マッチングファミリーをしてみて、留学生の支援というだけでなく、私としても、自分と全く畑違いの分野を研究されている彼の研究の話を聞くのは興味深いですし、生まれ育った国の話を聞くのも興味深く、日本にいながらにして、国際交流を楽しませてもらっています。

# 「同一労働同一賃金」に関する法律・ガイドラインが施行されています

弁護士 上里 美登利



1 パートタイム労働者・有期雇用労働者に関する「同一労働同一賃金」を定めた法律の規定とガイドラインが2020年(令和2年)4月1日より施行され、2021年(令和3年)4月1日より中小企業にも適用されています。

これらの規律を定めた法律の規定は、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」)8条、9条、派遣労働者に関してはいわゆる労働者派遣法30条の3、4、同一労働同一賃金ガイドラインは正式名称を「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示第430号)といます。

2 パートタイム・有期雇用労働法は、短時間及び有期雇用労働者につき、通常の労働者の待遇との関係で、8条で「均衡待遇」(①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲、③その他の事情の相違を考慮して不合理な待遇差を禁止)を定め、9条で「均等待遇」(①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲が同じ場合は差別的取扱い禁止)を定めました。そして、同一労働同一賃金ガイドラインは、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間に待遇の相違が存在する場合に、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものであり、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものでないのか等の原則となる考え方及び具体例を示したものとされています(第2)。

その上で、同一労働同一賃金ガイドラインは、基本給、賞与、手当、福利厚生等の待遇に相違がある場合に、(問題とならない例)(問題となる例)を複数紹介し、待遇の相違の是非等を点検する際に参照できる内容となっています。

3 ところで、上記の法律の定めやガイドラインが施行される前から、「同一労働同一賃金」をめぐるのは、複数の裁判が提起されており、平成30年～令和2年にかけて、複数の最高裁判所の判決が出ています。

まず、最初に出た平成30年6月1日付最高裁判所第二小法廷判決(平成28(受)第2099号、第2100号)は、「無事故手当」「作業手当」「給食手当」「皆勤手当」「通勤手当

に関し、有期契約社員と無期契約社員との相違を不合理と判断しています。他方、「住宅手当」の相違は不合理ではないとの判断でした。

その後、令和2年10月に5件の最高裁判決が立て続けに出ました。

まず、令和2年10月13日に、最高裁判所第三小法廷が2件の判断を行っていますが、「賞与」(令和元(受)第1055号、第1056号)、「退職金」(令和元(受)第1190号、第1191号)のいずれも、有期契約社員と無期契約社員との相違は不合理と認められるものに当たらないとしています。

その2日後の令和2年10月15日に、最高裁判所第一小法廷が、別に3件の判断をしていますが、「年末年始勤務手当」「祝日給」「扶養手当」(令和元(受)第794号、第795号)、「私傷病による病気休暇」(令和元(受)第777号、第778号)、「夏期休暇及び冬期休暇」(平成30(受)1519号)のいずれも、有期契約社員と無期契約社員の相違は不合理と認められるものに当たるとしています。

通常の労働者と有期雇用・短時間労働者、派遣労働者との待遇の相違の是非を考える際、同一労働同一賃金ガイドラインにいう(問題とならない例)(問題となる例)は比較的具体的な記述がされており、待遇の相違の是非等を検討する際に参考となるものですが、これらの最高裁判所の判断は、実際の事例に対するもので、より踏み込んだ判断がされており、問題となった待遇の種類も複数存在しますので、参考になるように思います。

今年の一文字を書きました



# ケン・リュウ「宇宙の春」の書評

弁護士 住田 浩史



## 1 はじめに：ケン・リュウについて

Covid-19によって本を読む機会が増えましたが、今年も本の話です。

昨年2020年の「燦」でSF作家テッド・チャン Ted Chiangの「息吹」を紹介したときに、ケン・リュウ Ken Liuの作風よりもドライである、という話をしました。リュウは作家であるだけでなく、中国SFを世界に紹介するプロモーターとしても重要な役割を果たしており、リュウがいなければ、大ヒット作「三体」(2021年5月には、いよいよ3作目「死神永生」の邦訳が出ます。この「燦」が発行される7月頃には、もうたくさんの方が読んでいるでしょう。私も、とても楽しみです。)が英訳されることもなく、その後の中国SFブームもなかったのではないのでしょうか。

今回は、ケン・リュウの最新短編集「宇宙の春」を読みましたので、紹介します。

## 2 「宇宙の春」

「宇宙の春」(邦訳2021年、早川書房)には、リュウらしい、ハードな中にもウェットなストーリーを取り入れた作品がいくつもありました。何点か紹介します。

まずSFというよりも、ファンタジーやスペースオペラの作品から。

「メッセージ」は、滅亡した宇宙文明が遺した謎の遺跡調査を舞台とした親子の対立と和解が主眼であり、「インディアナ・ジョーンズ」シリーズなどの往年のハリウッド映画に出てきそうなストーリーで、なんだか、ちょっと安っぽいかもしれません。

「灰色の兎、深紅の牝馬、漆黒の豹」はネタバレになってしまいますが、「三国志」の桃園の誓いが下敷きになっています。日本では「ウマ娘」という競走馬を擬人化したスマホゲームが流行していますが、こっちは三国志のヒーローを女性化して動物化するというよくわからないことになっています。今後、シリーズ化されるかもしれませんね。リュウの歴史モノ長編としては「蒲公英(ダンテライオン)王朝記」がありますが、まだ読んでいません。これも読まないで。

「思いと祈り」は、銃規制運動団体から乞われ、銃乱射被害で死亡した娘のPV(共感を得るために少しPuffingした)をインターネット上で公開した家族が、激しいサイバーリンチの対象となるという悲劇です。これは、SFというよりもごくリアルな状況ですね。

また、SFらしい軽い掌編もいくつかあり、たとえば「ブックセイヴァ」は、書籍についてフィルタリングをかけ、ポリテカリー・インコレクた表現があった場合には自動的に修正してくれるアプリ「ブックセイヴァ」についての作家や読者の架空のインタビュー集。これは、チャンの短編「顔の美醜について—ドキュメンタリー」を彷彿とさせる面白い掌編でした。チャンのこの作品は

顔の美醜をわからなくさせるというフィルター装置の装着義務をめぐる大学生の討論という形式でしたが、今、Covid-19によって、期せずして「顔の美醜」がわからなくなるマスクの装着があつという間に実現しましたね。まさに、SFが現実化しています。

そして、なんとといっても、近現代の戦争を題材とした2編「マクスウェルの悪魔」「歴史を終わらせた男—ドキュメンタリー」は圧巻です。

前者は、WWⅡ中、強制収容された後にスパイとして沖縄に送られた日系アメリカ女性の悲劇を描いていますが、女性・日系アメリカ人・ユタという、ひとりの人間があらゆる場面で多重的な差別に遭いつづけることがテーマとなっています。ここでは、永久機関を実現する装置である「マクスウェルの悪魔」というSF的な素材は、単なる物語のピークルとされているに過ぎないようにもみえますが、ひょっとしたら、戦争に永遠に翻弄され続ける個人を、箱の中を永遠に行き交う分子になぞらえたのかもしれない。アメリカでは、バイデン新大統領が日系人の強制収容が誤りであったと改めて謝罪しましたが、差別を断ち切ることができるのも、また人間です。

後者は、いわゆる日本軍の731部隊がテーマとなっています。訳者あとがきによれば、この作品の訳出がこれまで未了だったのは、ケン・リュウ作品が政治的な作品だと「誤解」されるのをおそれていたため、だということです。ひとことでいうと、「タイムマシンが發明されれば、ホロコーストについての歴史修正主義の問題は解決するか？」がテーマとなっています。これについては、ネタバレになってしまいますので、やはり、ぜひ、手にとって読んでいただければと思います。

字数の都合上、他の作品は紹介しきれませんが、おすすめです。

## 3 SF的な状況

さて、中国SFの勢いはとどまるところをしりません。チャンは、SF的手法とストーリーとが一体となっている(SF的な仕掛けが利用されているだけの作品とは違う)というところで、すばらしい職人芸です。リュウは「これを書きたい」というのが強すぎるきらいはありますが、SF的な仕掛けを通じてストーリーを楽しませてくれる、という点では筆力は圧巻で、最近では、チャンと同じくらい好きな作家になってきました。

ところで、今年の燦では、厚生労働省の「新しい生活様式」についてまさにSF的状况だということを書きましたが、1年がたち、「新しい」どころか、むしろそれ以前の生活がすでに忘れ去られてきた感があります。日常を支えてくれる確固たるものと思っていたものがいつのまにかあっけなく崩れることがある、ということを見せてくれるのも、またSFです。

# Zoomによる法律相談

弁護士 谷山 智光



新型コロナウイルスの猛威が今年に入っても続いています。1日も早い収束を願っていますが、それまでは3密の回避やソーシャルディスタンスの確保などの対応が求められます。当事務所でも、相談室にアクリル板を設置したり、相談後には室内の消毒や換気を行うなどして、安心して相談を行っていただけるよう対策を講じています。

また、私は、これを機にZoomによる法律相談も積極的に行っています。「Zoomって何?」「名前は聞いたことがあるけど、やったことがない。」「難しそう。」と思われる方もいらっしゃるかもしれません。Zoom(ズーム)とは、簡単に言うとインターネットを利用したテレビ電話のようなものです。パソコンが無くても、スマートフォンがあれば利用することができます。利用も簡単で、私からあらかじめ相談者のメールアドレスに相談ごとにZoomのURLを発行・送信しますので(写真1)、相談予定時間にそのURLをクリックしていただければ利用できます。Zoom自体の利用料はかかりません(通信費が発生することはその他のインターネットと同じです)。事務所に来所された相談者に、相談後にZoomの利用法をレクチャーして体験していただき、次回からZoomで打ち合わせを行ったこともありました。

谷山 智光さんがあなたを予約された Zoom ミーティングに招待しています。

トピック: 弁護士谷山智光の Zoom ミーティング  
時間: 2021 年 5 月 6 日 12:00 PM 大阪、札幌、東京

Zoom ミーティングに参加する

<https://us04web.zoom.us/j/>

写真1

Zoomは、互いに離れた場所においてもやりとりをすることができるので、移動の時間・労力も不要となります。他府県にお住まいの方からZoomで相談を受けるということも増えました。これまでもメールや電話による相談も行ってきましたが、その場で質疑応答を重ねながらやりとりできるという点でメールとは異なる利点がありますし、お互いの様子を見ながらやりとりできるという点で電話とは異なる利点があります。顔が見えることで安心感が得られますし、表情から得られる情報も少なくありません。身振り手振りを用いた説明もできます。

また、Zoomには画面共有という機能があり、互いの画面に同じ画像を表示し、互いにそれを見ながらやりとりするということもできます。例えば、交通事故の相談で、画面上に地図を表示し、相談者の走行経路、相手方の走行経路、両車の衝突地点を確認することもありました。ある相談者は、仕事でもZoomを利用されていることもあって慣れておられ、ご自身のドライブレコーダーの動画を画面共有しながら、事故の説明をしていただいたこともありました。大変分かりやすく、充実した打ち合わせを行うことができました。

まん延防止等重点措置や緊急事態宣言下であったということもあり、Zoomでの相談も多くなりましたが、特に不自由を感じることはありません。対面でやりとりをしているのと同じ感覚になることもあります。今後、ネット環境はさらによくなるでしょうし、Zoomの機能もさらに進化するでしょうから、このような相談が主流になっていくかもしれません。

コロナ禍で対面相談に不安を感じられる方、移動の時間がとれない方は、一度、Zoom相談を検討されてみてはいかがでしょうか? 利用を希望される場合は、その旨、ご相談ください。

## 読書の勧め～その2

弁護士 志部 淳之介



家で過ごす時間が多くなりました。出かけられないのはつらいですが、こんな時だからこそ、ゆっくり小説を読むのもまた一興。今回は、「優しさ」をテーマに作品を選んでみました。この仕事をしていると、ひとはもう他人に対する思いやりや優しさを失くしてしまったのではないかと思う日々です。しかし、小説を読むと人間もまだ捨てたものではないと思えます。

西加奈子さんの「漁港の肉子ちゃん」。主人公キクリんの母親、「肉子ちゃん」(38歳)は、若いころ男に騙され、借金をつくり、やがて東北の漁港の焼き肉屋に住み込みで働くこととなります。肉子ちゃんは、いつも底抜けに明るく、思春期を迎える娘のキクリんはそんな母親が少し恥ずかしい。クラスでの確執や、貧乏な田舎暮らし、ふたりの前には現実の問題が山積していますが、肉子ちゃんはものともせず、ひたすら明るく、全力で娘を可愛がります。やがて、二人の間にある秘密が明らかになっていき、親子の関係は変化をみせはじめます。ただ普通に生きて、誰かに無条件で愛情を注ぐということ、当たり前のことなのに現代人ができていないことを小説を読んで気づかされます。

続いて、町屋良平さんの「青が破れる」。主人公はプロボクサーを目指す青年です。ボクシングはスランプで、恋人には夫と子供がいて、うまくいかない日々。親友のハルオに誘われ、入院中の彼女の見舞いにいき、二人は仲良くなりますが、余命が長くないことを知ります。その年の冬、恋人が死に、親友が死に、親友の彼女が死にます。繋がりができては、消え、また繋がりができて。ままならない日々を懸命に生きるなかで、それでも主人公は走り続けます。心の震えや寂しさ、行き場のない感情がクライマックスで溢れます。ひとが死ぬのに、登場人物は不思議と明るく、読んだ後に不思議と心が温まる。町屋さんは、「1R1分34秒」で芥川賞を受賞されましたが、同じボクシングをテーマにしたデビュー作が本作です。洗練された文章で綴られる芥川賞受賞作よりも、作者のそれまでの人生全部を剥き出しのままぶつけるような本

作の方が、私は好きです。

芥川賞繋がりで、最近の芥川賞作品を概観すると、宇佐美りんさんの「推し、燃ゆ」。男性アイドルに人生を捧げた少女の、どこか壊れて、しかし必死な生き様が丁寧な描かれています。推しがファンを殴り炎上、そのとき主人公は何を考え、どう行動したのか……。面白いです。高山羽根子さんの「首里の馬」。沖縄の資料館が舞台。世界中の特別な任務についているひとにクイズを出すという不思議な仕事をする主人公の話です。人の持つ普遍的な寂しさどう向き合うのかがテーマになっています。遠野遥さんの「破局」。公務員を目指すラガーマンの話です。独自の自分ルールを徹底する主人公は、その自分ルールの正しさを検証しようとはしません。自身を第三者の目から客観的に冷静に見つめる語り口が話題となりました。デビュー作の「改良」に引き続き、なんとも不気味な作品でした。若竹千佐子さんの「おらおらでひとりいぐも」。夫と死別した74歳のひとり暮らしの桃子さん。老いどう向き合うか、これまでの人生どう向き合うか、難しいテーマかと思いきや、老いても自由！東北弁での語り口が面白い作品です。村田沙耶香さんの「コンビニ人間」。36歳未婚の古倉恵子は、普通の人の感情がわからない。空気を読めない。欠けていることを自覚しつつも、コンビニという限定された世界の中でマニュアルに従ってうまく生きていました。しかし、やがて破綻の兆しが……。村田さんは、世間の「普通」が決して万人にとって「普通」ではないということをテーマにした作品を多く書かれています。

芥川賞は純文学の新人賞で、エンターテインメント小説中心の直木賞作品よりも少しとっつきにくいところがあります。ひとつの楽しみ方として、掲載誌の文芸春秋(毎年3月号、9月号)には審査員の選評が載っており、それと併せて読むと理解の助けになります。個人的には、毎回、忌憚のないお言葉で作品をパッサリ切る山田詠美さんの選評を楽しみにしています。愛のある毒舌です。是非、ご一読あれ。

## 近所の近代建築

弁護士 若竹 宏諭



昨年(令和2年)末頃から、Googleマップを開いて京都市中心部を見ると、今まで表示されていなかった建物を模したアイコンが表示されるようになりました。清水寺、金閣寺など、世界文化遺産に選ばれている寺社仏閣などの観光名所の場所が一目で分かります。観光客だけでなく、(少なくともミレニアル世代以降の)地元の方々は、京都市内でどこか外出するとなれば、こういった著名な観光地、四条通近辺の繁華街、あるいは鴨川などに訪れることが多いのではないのでしょうか。

私も当初はそのようなエリアを訪れることが多かったのですが、最近では、Googleマップ上でアイコン表示されることのない、もっと身近な、あるいは、(個人的には)ディープと思われるようなエリアを探索することが多くなったように思います。当事務所へ移籍してから、早5年が経過し、いよいよ京都に慣れてきたからなのかもしれません。

そういったエリアへ向かう道中、古そうな建物に遭遇することがあります。当事務所の近所にも、目を見張る建物が多くあります(例えばみずほ銀行三条支店や京都文化博物館など)。少し調べてみるとアールデコ様式であるとか、新古典主義的であるなど、各々の特徴があることが分かり、普段何気なく利用したり、素通りしている建物も観光スポットに匹敵するものがあると気づきました(遅いかもしれませんが)。

それからというもの、外出する際には、周囲の建物をよく観察して歩くようになりました。外観が古い建物を見つけると、施されている装飾に注目してみたりして、用いられているデザイン手法はどれに近いのだろうかとか、他の建物に施されている装飾の特徴と共通する部分はないだろうか、などと細かく観察するようになりました。

近くにお住まいの方であれば、そんなこと当然知っているということもあると思いますが、いくつかの建物をご紹介します。

### ●スーパーフレスコ河原町丸太町店

京都家庭裁判所に向かうときに前を通ることがあります。脇に建物に関する説明が記載された看板がありますが、このフレスコ河原町丸太町店は京都中央電話局の上分局があった建物で、1923(大正12)年に吉田鉄郎氏の設計により建築されたものです(新風館(旧京都中央電話

局)も同氏の設計です。)。一時この建物に入っているコナミスポーツクラブに通っていましたが、内部がかなり古いので、その点を勝手にマイナス評価していましたが、京都市登録有形文化財であることを後から知り、疚しい気持ちになったことがあります。その外観はドイツ民家風といわれており、屋根が縁に近い部分で反っている点はヨーロッパの石造建築の屋根の形とのことです。

### ●進々堂京大北門前店

百万遍交差点から少し東、今出川通り沿いにある進々堂の店舗です。この近辺を舞台にした小説「夜は短し歩けよ乙女」(森見登美彦著)でも登場します。その外観のとおり、建築時期は古く、1930(昭和5)年です。パリに留学したことがある当時の店主榎木齊氏がパリで見たカフェを参考にして、建物・内装をデザインしたとのこと。床や壁などに用いられているタイルに特徴があるようです。まだ店内に入ったことがないため、足を運びたいと考えています。

### ●京都大学YMCA会館・地塩寮

東一条通りを大文字山に向かって歩いていくと、左手に古い洋館のような建物が見えてきます。京都大学のYMCA会館です。地塩寮(ちえんりょう)という表札があり、今も寮として利用されています。前を通ると荘厳な印象を受けます。この建物は、1913(大正2)年の建築で、メンタームの近江兄弟社で有名なウィリアム・メレル・ヴォーリズによって設計されました。逆三角形はYMCAのマークですが、それが外壁に使用されているあたりがおしゃれです。

最後に、法律的な話に少し触れますと、「不動産」である建築物のデザインは物品(有体物である動産)の形状等ではないとして、これまで意匠法上保護されていませんでした。しかし、令和元年の意匠法改正(令和2年4月1日施行)により、意匠法の保護対象に、新たに建築物のデザインが含まれ、意匠登録ができるようになりました。今後、この改正が建物の世界にどのように影響していくのかは分かりませんが、近代建築だけでなく、目で見ても楽しめる建物が新たに建てられ、鑑賞の機会が増えればうれしいです。

# マカオ旅行

弁護士 三角 真理子



2019年の冬、妹と一緒にマカオに行きました。若干記憶が曖昧なところがありますが、思い出しながら書きたいと思います。

## 中国茶専門店

十月初五日街という商店街には、昔ながらのマカオのお店が立ち並んでいます。この商店街へは宿泊したホテルから徒歩で行くことができたため、二回行きました。中でも面白かったのは、中国茶葉専門店です。店内には数十リットルは入りそうな大きな茶缶が数十種類並んでいます。種類が多く、知らない茶葉ばかりのため、ネットの情報と直感を頼りに茶葉を選ぶことになりました。店員さんに希望の茶葉を伝え、缶から茶葉を取り出して、においを確認するよう言われます。においをかいても、正直なところ好みのものかどうかかわからず、帰国して飲んでみても、結局好みの味なのかどうかよくわかりませんでした。おそらく中国茶の種類があまりに細やかに分かれているため、初めて飲む味と香りに私が付いていけなかったのではないかと思います。何度か飲むうちに美味しく飲めるようになりました。

お土産用の個包装の茶葉も置いてあります。この中から偶然選んだお茶の袋を帰国後に開けてみると、これまでにかいだことのない良い香りのジャスミン茶でした。次マカオに行くことがあればもう一度購入したい、しかし次マカオに行くことなどあるのだろうかと思いがら、大切に飲むことにしました。

## 石排湾郊野公園

この公園にはパンダを見に行きました。パンダが元気に動き回り、取っ組み合いの末、相手のパンダを転がすことに成功する様子などを見学し、満足して帰りました。



## カジノ

マカオでは、ホテルの中にもカジノが設置されてい

ます。宿泊先のホテルにはありませんでしたが、観光途中にカフェに寄ったホテルにカジノが設置されていたため、覗いてみました。中国語が飛び交っており、中国語が話せない私にとっては参加したいと思える雰囲気ではありませんでしたが、人々が真剣な表情で大小などに興じる様子を見ることができました。

## 市場

まだ動いている魚の頭が売り場いっぱいになっているなど、日本の市場とはまた違う様子でした。こうした場所で、そこで暮らす人々の日常を感じることができるのも旅の醍醐味だと思います。



## タイパ村

タイパ村にはたくさんのお土産物の店が並び、大勢の観光客が訪れていました。杏仁餅というお菓子がお土産に人気のようで、どの店にもこのお菓子が置かれていました。私は晃記餅家という店でいくつか購入しました。かなりの行列ができており、注文の際はあまりゆっくり待ってもらえないため、話す言葉をあらかじめ考えておく必要がありました。

振り返ってみると、意外と細かいところまで覚えていることがわかりました。個人で海外旅行に行くのは今回が初めてだったことや、妹と海外旅行に行く機会が今後どれだけあるだろうと思いがらの旅だったということも関係あるように思います。

言語の面では不安もありましたが、ホテルのフロントには英語が堪能な人が多く、私の拙い英語を聞いてもらい、正解に導いてもらうことになりました。空港やタクシーを除くと、ほとんどの場所では英語は通じず、中国語が話されていた印象でした。

とりとめのない内容になってしまいましたが、最後までお読み頂き、ありがとうございました。

## 「すばらしい新世界」

客員弁護士 二本松 利忠



1 昨年の春以来、コロナ禍により自宅で過ごす日が多くなり、これを機に、ミニトマト、ゴーヤ、ナスなどの野菜やブルーベリーなどの果樹の栽培にいそむようになった。その際、YouTubeの投稿動画で、苗の選び方・育て方、土の配合や剪定・施肥の方法、病害虫対策、挿し木・挿し芽による増やし方など、実に多くのことを学ばせてもらった。専業農家の人たちの投稿動画も多く、プロの人たちが惜しげもなく知識・経験を披露してくれていることに驚いた。その後も、YouTubeにアクセスしては、果樹等の手入れを続け(おかげで今年はブルーベリーとレモンは相当の収穫を望めそうである。)、さらに秋冬野菜にも挑戦し、現在では、YouTubeにアクセスすると、「家庭菜園でこの時期にすべきこと」「4月に植えるべきおすすめ野菜」「ブルーベリーの病害虫対策」などの投稿記事が常に上位に出てきて、ついつい見ているに従っている。こうして野菜類を植えたプランターだけでなく、アジサイ、ブルーベリー等の挿し木鉢も増え、毎日の観察や水やりがたいへんになっている。

2 音楽面でもYouTubeにはずいぶんと世話になっている。自宅で音楽を聴きながら仕事や読書ということが増えた。当初はCDや自分で編集・録音したMDをかけていたが、そのうちにYouTubeに頼ることになった。ここでは最初に選択すると、それに続けて、似たようなジャンルのものを次から次へかけてくれる。そのうち、私の好みを知っているかの如くとなり、おかげで今まで聴いたことのなかった曲まで好みの曲に付け加わった。

YouTubeを覗くようになって、「すごいぞ！日本」などの我が国が他国に比べて優れている点を紹介する投稿や親日外国人による「日本のここが大好き」「日本で受けたカルチャー・ショック」などの動画投稿がとても多い上、それへのアクセスや書き込みの件数が相当数あることに気づいた。なるほど、そこで語られていることは自尊心をくすぐり、気分よくしてくれる情報として耳に入ってくる。我が国の現状を見る限り、かなり悲観的にならざるを得ないが、だからこそ、この種の投稿の人气があるのであろう。ただ、他国をそしるばかりの投稿はいただけない。

3 このようにYouTubeにかなり依存した生活をして

いると、自分がオルダス・ハクスリーの『すばらしい新世界』(1932年刊行)に出てくる一般大衆に似てきているような気がする。同書は、ジョージ・オーウェルの『一九八四年』と並ぶディストピア(逆ユートピア)小説である。人類は、科学技術の発達により、豊かで安定した社会を作り上げた。そこでは、人間は、指導的立場にある上層階級と肉体労働を担う下層階級(能力的に劣り、色黒く醜い容貌をした一般大衆)に分けられ、階級別に人工授精と孵化器で生産され、自分の境遇に疑問や不満を持たないように生後間もないときから教育(条件づけ)される。常に心地よい音楽が流され、一般大衆の情動を発散させる娯楽や一時的に幸福感を味わえる薬(ソーマ)が与えられ、戦争も個人的な争いもなく、誰もが満足するように仕向けられている。『一九八四年』のビッグ・ブラザーが支配する全体主義的監視社会も恐ろしいが、こちらはもっとおぞましい「楽園」である。ハクスリーは、600年後の未来社会を描いたのであるが、家族こそがいちばんのストレス要因だとしている点は先見の明がある(その結果、家族というつながりのない社会を構想した)。しかし、現代の科学技術の発達は、人間の人工生産などの点を除き(幸いなことに)、既に彼の予想をはるかに凌駕している。ことにITやAIの発達ぶりはすさまじく、彼が予見できていたら、社会に不満を抱かないように一般大衆に情報や快楽を与え、社会に適應できない者や不満分子を発見、放逐する有用な手段として登場させたであろう。

「快」に重きを置いて心地よい刺激に身を任せ、自分の好みに合う情報や刺激だけに接していると、余分なことは考えずに済み、平穏は得られるが、興味や嗜好だけでなく思考までもが一定の方向に強化され条件づけされているようで、危うい感じがしている。YouTubeから受ける快楽は自分にとってソーマみたいなものである。未開地から「すばらしい新世界」に紛れ込んだ野蛮人ジョンは、不安や不快さがあっても本当の自由でいたいとして、ソーマを窓から投げ捨てた。しかし、結局は居場所がなく精神的に崩壊して自殺に追い込まれてしまった。「すばらしい新世界」には住みたくないが、そうなった場合、野蛮人ジョンのようにには到底なれそうもない。

## 大地震との遭遇

前・客員弁護士 大瀬戸 豪志



よくもまあ、無事に生きてこられたと思うほど、何度も大地震に遭遇してきました。

最初の大地震は、生まれて間もない1946年12月21日の南海地震です。私は当時まだ2歳半でしたが、津波をさけようと高台にあるお寺に避難する父親の小脇に抱えられていた記憶がうっすらとですが残っています。小学生のころ、満潮時にもかかわらず、橋杭岩と大島の間にある小島の喫水線の上1メートルくらいの所に白い貝の跡が横に広がっているのを船の上から見ながら、あれは南海地震の時に隆起した痕跡だと叔父から言われ、地震の規模の大きさに驚いたことをよく覚えています。

大人になってからも、どこかへ出かけるたびに大きな地震に遭遇しました。その前触れのような出来事は、1989年11月9日のベルリンの壁の崩壊です。これは、第二次大戦後の東西対立の終わりをもたらす激震のようなものでした。私は、その年の3月から5月にかけて留学で西ドイツ・ミュンヘンのマックスプランク知的財産法研究所に滞在していました。実際にその場にいたわけではありませんが、これから後の動くたびに起きる大地震との遭遇の前触れだったような気がします。

1994年に31年間居続けた東京を離れ、関西へ移住した翌年に、阪神淡路大震災に見舞われました。1月17日早朝、布団の中で身体全体が突き上げられるようなものすごい衝撃を受け、すぐ起き上がろうとしましたが、揺れが激しく横になったまま縮こまっていました。余震も相当長く続きました。やっと起きだし、その後のテレビ報道で、神戸方面のテレビ画面いっぱい広がる大火事や、崩れた高速道路の端にかろうじて車体の一部を残して落下を免れているバスなどの映像を見て、この地震の凄まじさに肝を冷やしたものでした。幸い、震源地から少し離れていたのが、家の内外ともに大きな被害が出ませんでした。部屋の中でも運が悪ければ命を落としていたかもしれないと思い、背筋が凍る思いをしました。

3度目は、2001年3月24日の芸予地震です。所用で京都から広島へ向かっていましたが、岡山駅に着いた時、突然、新幹線が停まりました。大地震のため、これ以上西へ行けないということでした。そこで、やむをえず岡山駅周辺のホテルを探しましたが、全て満室とやらで、京都へ引き返さざるを得ず、これも満員ばかりでなかな

か乗車できなかった折り返しの電車でやっと帰宅したときは、すでに翌日になっていました。

4度目の地震は、2011年3月11日14時46分に発生した、あの東日本大震災です。この日は東京への出張で、新幹線の中で居眠りをしていたところ、名古屋駅を過ぎたあたりで、突然激しい横揺れとともに、列車が急停車しました。何事かと思って寝ぼけ眼で窓から外を見ると、架線が180度にまで達するような弧を描いて揺れているのが見えました。それでやっと地震だと気づきました。それから3～4時間車内に閉じ込められました。同じ車内にサッカーの名古屋グランパスの監督ストイコビッチ、GK橋崎正剛、DF田中マルクス闘莉王、FW玉田圭司たちがいました。ピッチでの激しい動きだけを見ていた者にとって意外にも、みな大人しく車掌からの指示を待っていました。しばらくしてのろのろと列車が動き出しましたが、ふと気がつくと、いつのまにか名古屋グランパスの選手たちは車内から消えていました。掛川駅まで行ったとき、列車は全く動かなくなってしまいました。東京まで行けるかどうか分からないという車内放送を聞いて、駅周辺のホテルを探しましたが、すでにどこも満室でした。しょうがなく駅の構内で過ごそうと思って戻ったところ、大阪方面の最終列車がでるとのことだったので、それに飛び乗りました。京都駅に着いたときは、翌日の未明でした。その後の報道を見て、これだけの大地震でも脱線しなかった新幹線の技術力に感心する一方で、もし脱線していたらとても無事にはすまなかったらと思う、またまたゾツとしたものでした。

これだけ大きな地震に何度も遭遇しながら、かすり傷一つおわず、いままで無事に生きながらえてこられたことにあらためて感謝したいと思います。近い将来、南海・東南海地震が起こるといわれていますが、どこかへ動くと、またこれにも遭遇するかもしれません。もうこれ以上怖い思いはしたくないので、余生はできるだけ静かに過ごそうと思っています。

最後に、本年6月末に、満77歳(喜寿)に達することを機会に、弁護士登録を抹消し、事務所を退かさせていただくことにしました。6年もの短くもありまた長い間、事務所の方々をはじめ、関係者から賜りましたご厚情に心からお礼申し上げます。

法律紹介 1

# 所有者不明土地関係の法律の整備

…民法等の改正と相続土地所有権の国庫帰属に関する新法の制定

弁護士 野々山 宏



## 1 改正の背景

急速な少子化や人口の都市集中などにより、空家や管理されていない土地が増加しています。現行法では、相続登記や住所移転登記が義務ではないために、不動産登記が放置され、所有者不明不動産が多く発生しています。また、相続した土地が不要と考える人も増えています。そのような所有者不明、管理不全の不動産の発生を防止し、発生した場合に円滑に管理が行われるように、所有者不明土地に関して、民法その他の法改正と、新たに、「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」(以下、「国庫帰属法」といいます。)が2021年4月21日に制定され、2年以内に施行されます。

## 2 改正の内容

見直されたのは、①隣地使用权などの相隣関係 ②共有関係 ③所有者不明不動産の管理制度の新設 ④管理が不十分な不動産の管理制度の新設 ⑤相続(以上、民法改正) ⑥相続土地の国庫帰属制度の新設(国庫帰属法)など多岐にわたっています。併せて、相続から3年以内、住所変更から2年以内の登記義務化などを定めた不動産登記法の改正も行われています。

## 3 相隣関係

ガス・水道などの設置のために、隣地や隣地に敷設された設備を利用するときの規定は現行法にはなく、隣地所有者が不明な場合はもちろん、そうでない場合にも設置ができないと困るのでトラブルになっています。改正では、必要な範囲で損害が最小限の方法で(賠償は必要です)、承諾なく事前通知によって他人の土地に設備を設置したり、他人の設備を使用できることとしました。併せて、同様の要件で、境界付近の塀や建物等の建築・取去・修繕、境界標の調査や境界測量のために隣地を使用できるようにしました。

また、境界線を越えてきた隣地の木の枝を、隣地所有者に切り取るよう通告しても切ってくれないときや、所有者が不明な場合には、自ら切ることや一定の要件で隣地に立入ることができるようになります。

## 4 共有関係

相続登記が放置され相続人が多数となって共有とな

り、共有者が不明だったり所在が不明な場合などには、全員の同意が必要な共有物に変更を加えたり、過半数の同意が必要な管理行為が困難になります。そこで、共有物の変更や、不明者を除いた過半数の裁決ができることを裁判所に求める手続きができます。また、共有物の管理者を選任して、管理をしてもらうこともできます。

その他にも、裁判による共有物分割方法として、判例で認められていた一部の共有者に所有権を集中させて、代償金で処理する方法が明文化されました。さらに、所在不明者の持分を取得したり、譲渡したりする裁判手続きが創設されました。

## 5 不動産管理

所有者が不明の土地について、利害関係人は、所有者不明土地管理人による管理を命じる所有者不明土地管理命令を請求でき、以後これらの土地の管理は管理人に専属します。建物にも同様の制度が設けられました。

所有者が不明ではないが、土地の管理が不適切で他人の権利の侵害やその恐れがある場合には、利害関係人は、管理不全土地管理人による管理を命じる管理不全土地管理命令を請求でき、建物にも同様の制度が設けられました。

## 6 相続関係

現行の相続財産の管理人の名称を「相続財産の清算人」に変更し、手続きも簡略化しました。相続開始から10年を経過した相続財産の分割については、①通常の共有物分割の手続きを選択でき、②特別受益や寄与分の規定を原則として適用しないなどの特則が設けられました。

## 7 国庫帰属法の創設

実家の土地を相続しても管理ができず不要という人が増え、所有者不明や管理不全土地の一因となっています。そこで、相続して取得した土地に限り、①地上に建物や管理を要する有体物がない ②担保権その他の権利設定がない ③通路など他人の使用の予定がない ④土壌汚染や地下有体物がない ⑤境界が明確 ⑥隣地との紛争がないなどの要件に該当する場合に、審査手数料と一定期間の管理料を納めて所有権を国に帰属させる制度が創設されました。

## 法律紹介 2

# 自然災害債務整理ガイドライン・ コロナ特則について

弁護士 茶木 真理子



## 1 はじめに

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)は、地震等の自然災害による被災者支援のための金融業界の自主的なルールであり、2016年4月から運用が開始されました。本ガイドラインによれば、自然災害の影響でローンの返済が困難になった債務者は、金融機関との協議により、破産等の法的手続きをせずにローンの減額や免除を受けることができます。そして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた債務者にも本ガイドラインの適用を認める特則(コロナ特則)が策定・公表され、2020年12月1日から運用が開始されています。以下では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入や売上が減少したため、ローン返済が困難となっている債務者が本ガイドラインを利用する場合の概要について紹介します。

## 2 本ガイドラインの利用要件(主なもの)

- 本ガイドラインを利用できるのは、個人債務者のみであり、法人は利用することができません。
- 対象となる債務は、(1) 基準日(2020年2月1日)以前に負担した債務、(2) 2020年2月2日から同年10月30日までに新型コロナウイルス感染症の影響による収入等の減少に対応することを主な目的として貸付等を受けたことに起因する債務(政府系金融機関の新型コロナウイルス感染症特別貸付や民間金融機関による実質無利子・無担保融資等)のいずれかです。よって、2020年10月31日以降に貸付等を受けたことに起因する債務は、対象となりません。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入等が減少したこと(具体的には、2020年2月1日以前の収入等に比して債務整理開始申出日時点における収入等が減少していること)によって、対象債務を弁済することができない、又は近い将来において対象債務を弁済することができないことが確実と見込まれることが必要となります。

## 3 債務整理の内容

本ガイドラインに基づく債務整理の方法として多く利用されているのが、「清算型」(所有する全ての財産を処

分、換価して弁済し、残った債務は債権者の同意を得て免除される方法)です。ただ、この方法でも、破産手続における自由財産の範囲内の財産(99万円)は手元に残すことが可能です。また、財産を処分、換価することに代えて、当該財産の「公正価額」を一括又は最長5年で分割返済することにより、当該財産を手元に残すことも認められています。さらに、自宅については、「住宅資金特別条項」(住宅ローンを債務免除の対象とせず、従前どおり又はリスケジュールした返済方法によって全額弁済する方法)を利用することにより、処分せずに手元に残すことが可能です。

## 4 手続の流れ

①最も多額の債務がある債権者に対し手続着手の申出→②着手の同意が得られたら、地元の弁護士会を通じて登録支援専門家(弁護士)による手続支援を依頼→③必要書類を作成し、全ての債権者に債務整理開始の申出(債務整理開始申出により、手続終了まで債務の返済や督促は停止します。)->④調停条項案の作成、債権者へ提出->⑤全ての債権者から調停条項案について同意が得られた段階で、簡易裁判所に対し、特定調停の申立て->⑥特定調停の成立(調停条項に基づく債務の条件変更や減免等の効果が生じます。)という流れで実施されます。③以降については、登録支援専門家の支援を受けながら、手続を進めることになります。

## 5 本ガイドラインを利用して債務整理を行うメリット

- 信用情報機関に登録されることがないため、債務整理後でも新たな借入に影響が及びません。
- 登録支援専門家の報酬や費用は無料であり、債務者が負担する必要はありません。
- 原則として、保証債務の履行が免除されるため、保証人に対し請求されません。

このように、本ガイドラインによる債務整理は、破産手続等の法的手続きよりも債務者にとってメリットのあるものです。ただ、債務の減免には債権者の同意が必要となるため、登録支援専門家の支援のもと、債権者と十分な協議を行うことが必須と言えるでしょう。

## 少年法改正(適用年齢)について

弁護士 北村 幸裕



2022年4月から民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられるため、少年法の適用年齢も18歳に引き下げるべきではないかとして少年法の改正が検討されてきましたが、本年度の国会で成立し、2022年4月から施行されることになりました。

これまでの改正の議論は、民法と少年法の成年年齢を一致すべきであるという考えの下、18歳以上の少年に対して従来の成人と同様の処分をしつつ、その特殊性を考慮するという方向性で進められていました。しかし、そもそも現行少年法が有効に機能していることについては法制者と実務者との間に争いはなく、単に民法上の年齢と合わせるべきであるという観点による改正の妥当性について、これまで実務者や研究者から多くの批判がなされていました。

これまでの議論を踏まえて最終的に国会に提出された案では、18歳及び19歳の者を「特定少年」と定め、これまで同様少年法上の「少年」に含め、検察官は全件を家庭裁判所に送致して家庭裁判所の判断を受けるという点については変えませんでした。

その一方で、特定少年は18歳未満の者とは異なる取り扱いをするということになります。異なる点の概要は以下のとおりです。

①特定少年について、家庭裁判所が原則として検察官に送致しなければいけない範囲を、現行の「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件」から、「死刑又は無期若しくは短期1年以上の刑」に拡大しました。

②従来の家庭裁判所の処分では、事件結果の軽重のみにとらわれず、少年が抱える問題を丁寧に調査・検討して、健全な育成のために必要な処遇が選択されていま

た。そのため、犯情は軽微であっても少年が抱える問題が重大な場合等では重い処分が選択されることもありました。しかし、今後、特定少年については、「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において」処分されます。この結果、軽微な罪は軽微な処分、重大な罪では重大な処分として、成人と同様、行為の責任の軽重に基づいて判断されることとなります。

③少年法では、少年の性格または環境に照らして、将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年のことをぐ犯少年として、処分することが可能となっています。特定少年については、今後、ぐ犯として処分することができなくなります。

④検察官送致後に刑事裁判となった場合、現行法では予め期間を定めない不定期刑(例えば懲役10年以上25年以下というもの)がありますが、今後、特定少年に対しては、不定期刑は適用されないことになりました。

⑤少年が検察官送致後に起訴された場合であっても、これまでは実名等の情報が報道されることはありませんでした(推知報道の制限)。特定少年については、今後この推知報道の制限がなくなるため、特定少年の実名等が広く報道されることとなります。

少年法は、1条において、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする」とされています。本改正法は、果たしてこの少年法の目的に合致するといえるのか、皆さんにもぜひご一考いただきたいと思います。

# 高年齢者雇用安定法の改正について

弁護士 増田 朋記



## 1 70歳までの就業機会確保の努力義務

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(通称高年齢者雇用安定法。以下「本法」といいます。)について2020年に成立した改正法が、2021年4月1日から施行されることになりました。

本法は2012年の改正(施行は2013年)により、事業主に対して、65歳までの雇用確保義務が定められました。すなわち、事業主がその雇用する労働者の定年を定める場合には60歳を下回ることができないとした上で(本法8条)、定年年齢が65歳を下回っている場合には、65歳までの安定した雇用を確保するため、事業主に、i) 定年の引き上げ、ii) 継続雇用制度の導入、iii) 定年制の廃止のうちのいずれかの措置を取ることを義務づけています(本法9条)。

今般の改正では、上記に加えて、65歳から70歳までについても、その就業機会を確保するために、事業主が措置を講ずる努力義務が定められました。具体的には、①70歳までの定年の引き上げ、②70歳までの継続雇用制度の導入、③定年制の廃止、あるいは④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入、⑤70歳まで継続的に事業主又は事業主が委託・出資等する団体が行う社会貢献事業に従事できる制度の導入のうちのいずれかの措置を講ずるよう努めなければならないとされています(本法10条の2)。

## 2 継続雇用制度の導入

②の継続雇用制度の導入について、65歳までについては、その継続雇用先の範囲が自社又は特殊関係事業主(いわゆるグループ会社)に限定されていますが、65歳以上については、特殊関係事業主以外の他社による雇用によることも可能です。

なお、有期雇用特別措置法(専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法)によって、同一の使用者との間で有期労働契約が通算5年を超えて繰り返し更新された場合に労働者の申込みにより無期労働契約に転換するという無期転換ルール(労働契約法18条)に

関しての特例が定められており、適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下での継続雇用においては無期転換申込権が発生しません。しかし、特殊関係事業主以外の他社による継続雇用の場合にはこの特例の対象となりませんので留意が必要です。

## 3 創業支援等措置の導入

上記措置のうち④及び⑤は創業支援等措置と呼ばれる雇用によらない措置となります。このような措置のみを導入する場合には、計画を作成し、過半数労働組合などの同意を得る必要があります。

## 4 高年齢者等が離職する場合の再就職援助措置等

本法は、解雇などにより就職する高年齢者等に対する再就職援助措置を講じる努力義務(本法15条)、1ヶ月以内に5人以上の高年齢者等が解雇等により離職する場合のハローワークへの届出義務(本法16条)、解雇等により離職することとなっている高年齢者等が希望した場合の求職活動支援書の作成・交付義務(本法17条)という事業主による高年齢者等の再就職の援助等についても定めています。今般の改正により、上記のとおり70歳までの就業確保措置が努力義務とされたことに伴い、これらの援助等の対象となる高年齢者等の範囲にも、65歳以上70歳未満で離職する高年齢者が追加されることとなりました。

## 5 おわりに

令和2年版高齢社会白書(内閣府)によれば、2019年10月1日現在における65歳以上の人口が総人口に占める割合は28.4%であり、将来は、2036年に33.3%で3人に1人、令和2065年には38.4%に達して、国民の約2.6人に1人が65歳以上の者となると推計されています。今般の法改正も、このような高齢化率の上昇が背景にあることは明らかであり、現時点では努力義務に留まっていますが、早い段階で対応を進めていくことが必要となると考えられます。

## — 事務所理念 —

1. 社会のフェアネスを実現すること
2. 専門性を高め事務所として総合的なサービスを提供すること
3. 常に時代を動かす気概をもち、普遍的であること

## 編集後記

今年も京都の暑い夏がやって参りましたが、新型コロナウイルスの様々な影響の中、皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。事務所報「燦」では、普段の職務とは違った弁護士の一面を知っていただき、当事務所を身近に感じていただければと思います。また、法律紹介のコーナーも皆様のお役に立てれば幸甚です。燦に対するご意見、ご感想をお待ちしています。さらに、当事務所では、新型コロナウイルス対策として、相談室にアクリル板を設置し、こまめな換気や消毒、オンライン面談の活用など、来所にご不安な方のご相談もお受けできるよう取り組んでおります。お気軽にお問い合わせください。

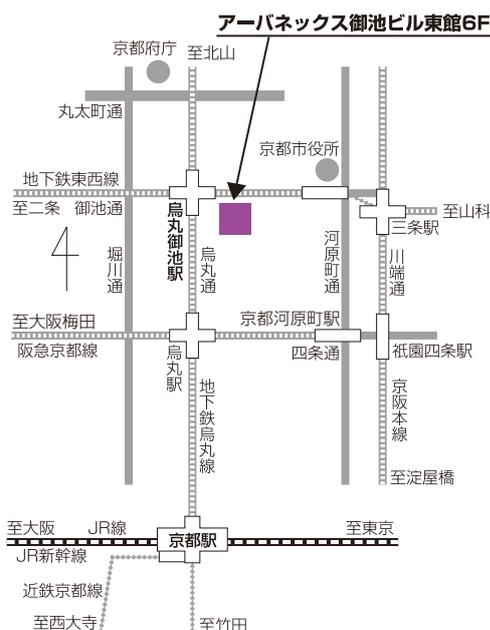


◀ 受付には、飛沫防止フィルム、手指消毒器を設置しております。



▶ 相談室にはアクリル板を設置し、換気や消毒も行っております。

## 事務所へのアクセス



京都市市営地下鉄「烏丸御池駅」下車。  
北側改札を出て、3-1番出口より階段を上がってすぐ  
(3-2番出口からはエレベーターでも上がれます)

## 「燦」の由来

弁護士バッジの「ひまわり」は正義のシンボルである太陽を常に指向することを表しています。

「燦」は光り輝いて遠くからもはっきりみえるという意味がありますが、その音はSUN(太陽)にも通じると考え、事務所報のタイトルといたしました。

今後とも、いろいろなトラブルの闇の中に解決の光を照らすことを業務遂行の指針として参りたいと考えております。(創刊号巻頭言より)



御池総合法律事務所